

# 国立大学法人香川大学における内部質保証に関する方針

令和3年4月1日

## 総則

### 第1 目的

この方針は、国立大学法人香川大学(以下「本法人」という。)及び本法人が設置する香川大学(以下「本学」という。)が教育・研究・社会貢献機能を一層強化し、社会の変化に応じた役割を果たし続けていくため、内部質保証に関する基本的な事項を定める。

## 内部質保証の対象及び実施する単位

### 第2 内部質保証の対象

内部質保証は以下の分野を対象に実施する。

- (1)教育活動
- (2)研究活動
- (3)地域連携活動
- (4)国際交流活動
- (5)財務に関する活動
- (6)人事に関する活動
- (7)施設に関する活動

### 第3 内部質保証の実施単位

本法人及び本学全体で実施する活動は教育研究活動等の分野ごとに、部局等で実施する活動は部局ごとに、内部質保証を実施することとする。

## 内部質保証の実施・責任体制

### 第4 内部質保証の実施体制

内部質保証の実施に最終責任を負う最高責任者、最高責任者を補佐し内部質保証業務を統括する統括責任者、法人及び大学全体で実施する教育研究活動等の活動に係る内部質保証を実施する分野責任者、部局等で実施する活動に係る内部質保証を実施する部局等責任者を置く。

#### 1 最高責任者

- (1)最高責任者は、内部質保証に関する業務を総括し最終責任を負う。
- (2)最高責任者は、学長をもって充てる。

## 2 統括責任者

- (1) 統括責任者は、最高責任者を補佐し、内部質保証に関する業務を実質的に統括する。
- (2) 統括責任者は、評価を担当する理事をもって充てる。

## 3 分野責任者

- (1) 分野責任者は、本法人及び本学全体で実施する教育研究活動等の分野ごとの内部質保証に関する業務を行う。
- (2) 分野責任者は、当該分野に係る業務を担当する理事及び副学長をもって充てる。

## 4 部局等責任者

- (1) 部局等責任者は、部局等の活動に係る内部質保証に関する業務を行う。
- (2) 部局等責任者は、当該部局等の長をもって充てる。

## 第5 役員会、教育研究評議会及び経営協議会の役割

- (1) 内部質保証に関する重要な事項は、役員会の議を経て、学長が決定する。
- (2) 教育研究に係る内部質保証に関する事項は、必要に応じて教育研究評議会に諮るものとする。
- (3) 経営に係る内部質保証に関する事項は、必要に応じて経営協議会に諮るものとする。

## 内部質保証の実施手順

### 第6 内部質保証の実施手順

学長は、本法人及び本学における内部質保証を組織的に推進するため、点検・評価及び改善・向上に係る実施手順を定めるものとする。

## 内部質保証の周期

### 第7 内部質保証の周期

- (1) 内部質保証の周期は、分野等の特性、第三者評価の周期等を考慮して、各責任者が定める。
- (2) 各責任者は必要に応じ、上記以外の周期での内部質保証を行うことができる。

## 内部質保証に係る情報の公表

### 第8 点検・評価結果等の公表

- (1) 点検・評価及び改善計画は、大学内の関係する委員会等で報告するとともに、大学 Web サイト等を通じ公表するものとする。
- (2) 点検・評価により収集、整理したデータ及び情報は、関係する委員会等で報告するとともに、大学の学内者向け Web サイト等を通じ周知するものとする。

## その他

### 第9 改正

この方針の改正は、大学評価委員会の議を経て、役員会が決定する。

### 第10 その他

この方針に定めるもののほか、内部質保証に関し必要な事項は、学長が別に定める。